

かわごえ環境推進員

～活動ガイドブック～

川越市環境部

も く じ

かわごえ環境推進員の役割	1
かわごえ環境推進員の活動内容	2～5
(1) ごみの減量化及び資源化の推進及び啓発に関すること	
(2) ごみの分別の指導及び啓発に関すること	
(3) 資源の集団回収に関すること	
(4) 地域の環境美化活動の推進及び啓発に関すること	
報告書の提出	6
推進員の変更等	6
市の関連業務	7～8
かわごえ環境推進員協議会	9

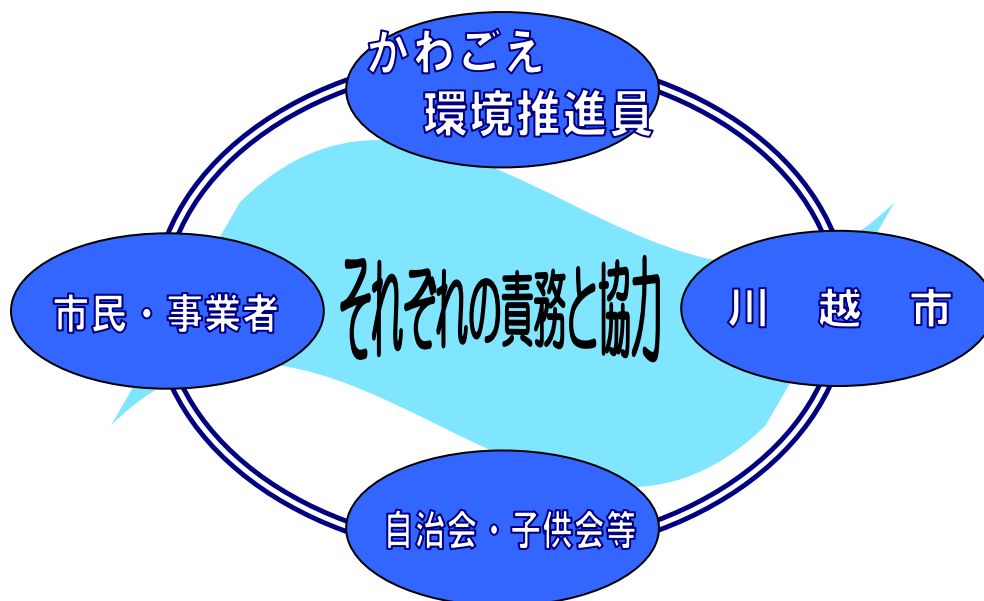
《かわごえ環境推進員の役割》

かわごえ環境推進員は、廃棄物の減量・資源化の推進、廃棄物の適正処理、及び地域の環境美化活動等を地域のリーダーとして行うことにより、循環型地域社会の形成と清潔な住みよい魅力ある地域づくりを推進するものです。

また、市が行う施策に協力していただくことにより、市と地域を結ぶ重要な役割を担うものとして期待されています。

推進員の業務は、設置要綱に次のように定められています。

- (1) ごみの減量化及び資源化の推進及び啓発に関すること
- (2) ごみの分別の指導及び啓発に関すること
- (3) 資源の集団回収に関すること
- (4) 地域の環境美化活動の推進及び啓発に関すること



かわごえ環境推進員は、自治会の推薦に基づき、市長が委嘱するもので、任期は2年です。市内で約850人の推進員が活動しています。

《かわごえ環境推進員の活動内容》

環境推進員には前頁に明記されている4つの業務を実施していただくこととなりますが、その中でも、特に実施していただきたい事項を以下に列記しました。

独自に工夫を凝らしたものでもかまいませんので、自治会や子ども会など、地域の組織や団体と協力しながら、地域の実情に合った活動を行ってください。

かわごえ環境推進員に特に実施していただきたい事項

(1) ごみの減量化及び資源化の推進及び啓発に関すること

- ・自治会のイベント等の機会を利用して、ごみの減量やリサイクルなどに関する話題を提供する。

(2) ごみの分別の指導及び啓発に関すること

- ・集積所を巡回し、ごみの排出状況をチェックして正しい出し方を助言する。
- ・集積所が著しく汚れているときは地域の方に清掃するよう指導する。

(3) 資源の集団回収に関すること

- ・地域の集団回収になるべく多くの人に参加協力できるよう、自治会や子ども会などと協力しながら積極的に推進する。

(4) 地域の環境美化活動の推進及び啓発に関すること

- ・クリーン川越市民運動（ごみゼロ運動）の統括役として積極的に参加する。
- ・自治会等と協力しながら美化清掃活動を企画し、地域の方に参加、協力を呼びかける。
- ・捨てやすい場所や常に汚れている場所については、看板の設置などで注意を呼びかける。

次頁以降で、具体的な活動内容を説明します。

かわごえ環境推進員の活動内容を4つの分野に分けて例示しています。
「★」印がついているものは、前ページに明記した皆さんに特に実施して
いただきたい事項です。

(1) ごみの減量化及び資源化の推進及び啓発に関すること

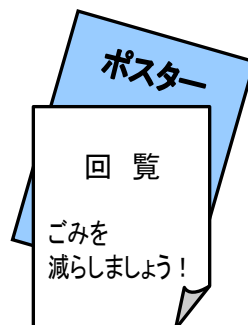
ごみを減らすことや要らなくなった物をリサイクルすることは、一人ひとりのライフスタイルを変えることが重要なポイントです。そこで、地域の人々に機会があるごとに啓発活動等を行います。

～活動例～

★ 自治会のイベント等の機会を利用して、ごみの減量やリサイクルなどに関する話題を提供する。

- ⇒ イベント時に、ごみの分別方法などを指導する。
- ⇒ 環境に関する講習会などを開催する。
- ⇒ チラシやポスターなどを作成し啓発する。

- 地域のお店や商店街に「マイバッグ持参運動」を推進するよう働きかける。
- フリーマーケットやバザーを開催し、参加するよう働きかける。
- 品物を購入するときは、環境に配慮した商品を購入するよう呼びかける。



(2) ごみの分別の指導及び啓発に関すること

ごみをきちんと分けて、ルールどおりに出すことが、リサイクルしたり、ごみを適正に処理するうえで重要なことです。

また、みんなが使う集積所を清潔に保つことは、快適な住環境を保つために必要なことです。

～活動例～

- ★ 集積所を巡回し、家庭ごみの分け方・出し方をチェックして正しい出し方を助言する。

⇒ ごみの出し方や集積所の利用方法などについて、回覧文書や集積所へ掲示し周知する。

⇒ 自治会独自の収集日程表を作成し、集積所に掲示する。

※ ごみの出し方について、不明な点がある場合は、資源循環推進課(239-6267)までお問い合わせください。



- ★ 集積所が著しく汚れているときは地域の方に清掃するよう指導する。

⇒ 定期的に集積所を巡回し、排出状況やネットの破損状況などを確認する。

※ 集積所のネットが必要なときは、収集管理課(239-5058)までご連絡ください。

- 転入等で新しく住民となった方に、集積所の場所や利用法等を助言する。

(3) 資源の集団回収に関すること

ごみとして市の集積所に出す前に、資源として使えるものがあるのではないのでしょうか。市では、集団回収を実施する団体に対して、報償金を交付しています。

～活動例～

- ★ 地域の集団回収になるべく多くの人に参加協力できるよう、自治会や子ども会などと協力しながら積極的に推進する。

⇒ 集団回収のお知らせなどを作成し周知する。

- 未実施地域については、自治会などと協力しながら実施の企画を行う。

(4)地域の環境美化活動の推進及び啓発に関すること

ポイ捨てや不法投棄は、まちの美観や自然環境を損ね、気持ちのよいものではありません。これは、一部の人のマナーの悪さやモラルによるところが大きく、対策も難しいところがあります。

しかし、地域住民と行政が根気よく取り組むことが改善につながります。

～活動例～

★ クリーン川越市民運動(ごみゼロ運動)の統括役として積極的に参加する。

★ 自治会等と協力しながら美化清掃活動を企画し、地域の方に参加、協力を呼びかける。

⇒ 自治会のイベントなどと併せて美化活動を実施する。

★ 捨てやすい場所や常に汚れている場所については、看板の設置などで注意を呼びかける。

⇒ 防犯パトロールなどと併せて不法投棄パトロールを実施する。

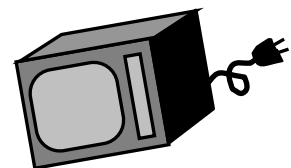
⇒ 不法投棄されやすい場所に花壇を設置する。

※ 不法投棄防止の看板が必要なときは、収集管理課(239-5058)までご連絡ください。

○ 不法投棄されやすい場所や空き地などについては、その土地の所有者や管理者と改善策を相談する。

※ 空き地の雑草による管理不全がある場合は、環境対策課(224-5894)までご連絡ください。

○ 地域内で不法投棄があったときは、警察に場所や投棄物の内容を通報するか、収集管理課に相談する。



《報告書の提出について》

年1回、かわごえ環境推進員として、活動した内容を自治会ごとに報告していただきますので、活動した日時、場所、内容等をあらかじめメモしておいてください。

市から毎年度末（3月初旬頃）に、「かわごえ環境推進員活動報告書」を自治会代表推進員に送付しますので、各自治会でまとめて一部提出してください。A4判の用紙であれば独自のものでもかまいません。活動内容のみならず感想等がありましたら併せて記入してください。

《推進員の変更等について》

かわごえ環境推進員の任期は2年ですが、やむを得ず変更する場合は速やかに資源循環推進課までご連絡ください。

また、毎年度末に予算の範囲内で報償金が交付されます。報償金の振込先に変更が生じた場合も資源循環推進課までご連絡ください。

引き継ぎの際には、帽子も引き継いでください。紛失、破損したときには資源循環推進課までご連絡ください。

～活動にあたってのお願い～

- 活動の際は、帽子を身に着けてください。
- 活動範囲は、ご加入の自治会の範囲内です。
- 集積所のパトロールの際は、ごみ袋は開けないでください。
（プライバシーの保護とケガ防止のためです。）
- 不法投棄の現場を見かけても、直接かかわらないようにし、警察に通報するか収集管理課へ相談してください。（トラブル防止）
- 活動中は、くれぐれもケガ等には気をつけてください。
もし、ケガなどしたときは、資源循環推進課へご連絡ください。

《市の関連業務》

▶集団回収 (担当)資源循環推進課 239-6267

集団回収は、地域住民が家庭から排出される紙類・びん・かん・衣類などを資源として一定の場所に集め、それを管理し、業者に売却するものです。市では、集団回収を促進するため、実施団体に対して報償金を交付しています。

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kurashi/gomi/1002421/1002448.html>

▶小型家電回収事業 (担当)資源循環推進課 239-6267

市では、資源の有効利用の観点から、市内10か所に回収BOXを設置し、使用済み小型家電の回収を実施しています（携帯電話、デジタルカメラ、電子辞書、小型ゲーム機、電卓など）。

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kurashi/gomi/1002421/1002447.html>

▶家庭用生ごみ処理機器購入費補助金交付制度 (担当)資源循環推進課 239-6267

市では、生ごみ処理機器を購入しようとする方に補助金を交付しています。対象機器は、「コンポスト容器」、「EM容器」、「電気式生ごみ処理機」「キエーロ」です。補助する台数に限りがありますので、事前にご確認ください。

▶出前講座 (担当)資源循環推進課 239-6267

自治会や学校などの要望を受けて、市の職員が出向き、ごみの現状やリサイクルに関する講座や説明会を実施しています。

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kurashi/kankyo/1002738/1002754.html>

▶クリーン川越市民運動(ごみゼロ運動) (担当)資源循環推進課 239-6267

快適な環境づくりを推進するため、昭和58年5月に「クリーン川越市民運動推進協議会」が設置され、同年5月より「ごみゼロ運動」が実施されています。当日は、統括役として参加してください。

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kurashi/kankyo/1002758/1002760.html>

▶環境美化活動支援制度 (担当)資源循環推進課 239-6267

自治会やPTA、その他3人以上の団体（原則）が、地域清掃活動を実施する際、ごみ袋の支給やごみ挟み・折りたたみ式リヤカーの貸出を行います。ご利用時には、申請、報告が必要です。事前にお問い合わせください。

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kurashi/kankyo/1002758/1002761.html>

▶ふれあい収集 (担当)収集管理課 239-5058

ごみ出しのできない高齢者世帯・一人暮らしの障害者で、自分でごみを集積所に持ち出せず、身近な人の協力も得られない人を対象に、職員が直接自宅に出向き、玄関先等からごみを収集します。

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kurashi/gomi/1002380/1002405.html>

▶集積所、不法投棄防止看板の貸与 (担当)収集管理課 239-5058

集積所と不法投棄防止の看板を貸与しております。
在庫がない場合があるため、事前に確認してください。

▶集積所ごみ飛散防止用ネットの交付 (担当)収集管理課 239-5058

集積所のごみ飛散防止用ネット（カラス除けネット）を交付しています。
※収集管理課、各市民センター、市役所本庁舎5階環境政策課でも配布しておりますが、在庫がない場合があるため、事前に各施設に確認してください。

環境政策課 (元町 1-3-1) TEL224-5866

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kurashi/gomi/1002380/1002416.html>

▶施設見学 (担当)環境プラザ 239-5053

自治会やPTA等で施設見学を希望される場合は、事前にお問い合わせの上、予約し、申請書を提出してください。

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kurashi/gomi/1002469/1002474/1002475.html>

※各項目とも詳しい内容につきましては、各担当課へご照会ください。

環境プラザ(つばさ館)を見学しませんか

つばさ館では、環境に関する展示や3R体験コーナー、再生家具や再生自転車、古着、雑貨等が常時展示されています。(再生自転車の実費頒布は毎週金曜日10時～(祝日を除く)、再生家具は毎月1回(水曜日)の抽選での実費頒布となっています。)

ぜひ、つばさ館を訪れてみてください。

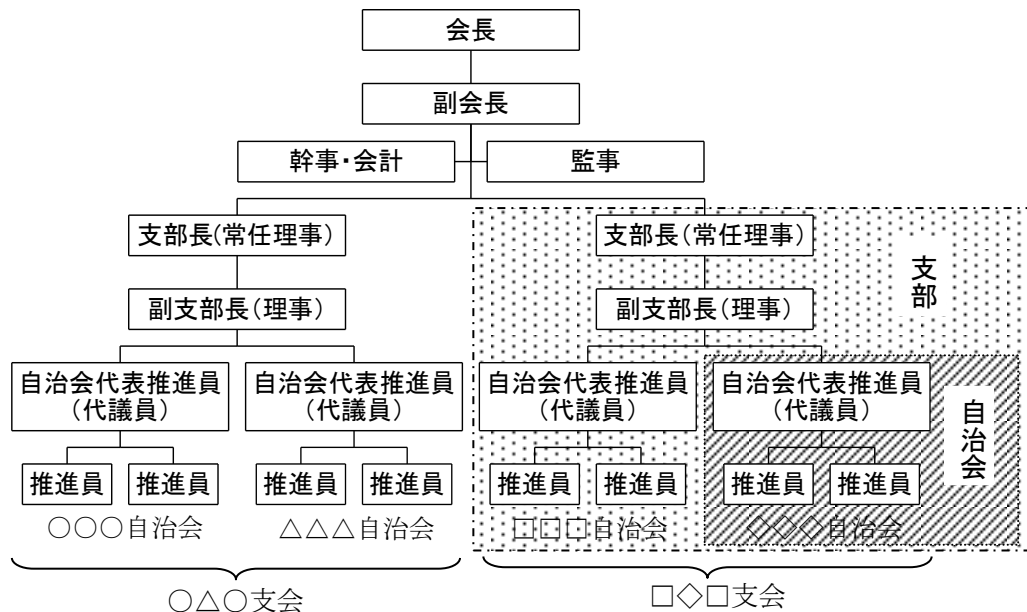
つばさ館所在地等

所在地	川越市鯨井782番地3
電話	049-239-5053
休館日	月曜日及び祝日・年末年始
開館時間	午前9時から午後5時
リユース品頒布	午前10時～12時 午後0時45分～3時

かわごえ環境推進員協議会

かわごえ環境推進員を構成員とした、かわごえ環境推進員協議会が設立されています。
この協議会は、推進員の資質向上と推進員どうしの情報交換の場として活動しています。皆さんはこの協議会の一員となります。

かわごえ環境推進員協議会組織図



※「支部」は、自治会連合会の支会ごとに組織されています。

※支部ごとに、自治会代表推進員の中から支部長・副支部長を選任します。

協議会の会議

◎代議員会…

自治会代表推進員を代議員として、会の予算・決算・事業計画・事業報告の審議を行います。(年1回開催)

◎理事会…

常任理事(支部長)と理事(副支部長)で構成し、代議員会への提案や事業の企画について審議します。

※理事会に、広報委員会、研修委員会等を設置し、広報発行や研修会を実施しています。

◎役員会…

常任理事から互選された、会長(1人)、副会長(3人)、会計(2人)、幹事(若干名)で構成し、各会議の原案等を審議します。

令和8年9月発行
川越市環境部資源循環推進課
電話 239－6267(直通)